

当面の保育所民営化推進について

平成15年9月

宇治市

当面の保育所民営化推進について

【1】 当面の民営化推進の考え方

「今後の保育所運営について」に示された民営化の考え方に基づき、保育所の民営化は、効率的な行政運営が一層求められる環境の中で、効率的な保育所運営の推進と総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的に実施します。

民営化の実施については中期的な展望を踏まえ、平成22年度までに数カ所の保育所の民営化を検討することとします。

しかしこの期間においては、社会情勢や保育所を取り巻く環境も大きく変化していくことが予測されます。

したがって、具体的な民営化の実施にあたっては、時々背景や条件が異なることを十分考慮して、第1次、第2次と順次進めていくこととします。

【2】 第1次民営化計画

最初に実施する第1次民営化については、次のような目的と考え方に基づいて進めていくものとし、別途、具体的な実施計画を示していくこととします。

1. 第1次民営化計画の目的とその対応

現在、総合的な子育て支援施策の充実や保育所運営上あるいは保育サービスのあり方等に関する課題は多くありますが、第1次計画においては喫緊の課題となっている以下の事項の充実について取り組むものとし、

(1) 待機児童対策としての乳児定数の増

待機児童の解消に向けた取り組みの一環として、公立保育所においても平成12年度から「定数を超えての入所」を実施してきていますが、これはあくまでも暫定的、過渡的な措置であることから乳児(0~2才)の保育需要が高い公立保育所2園において「定数を超えての入所」に替えて定数の見直しを図り、乳児の定数そのものを30人増やすこととします。

(2) 就労保障の充実としての保育時間延長

現在公立保育所の開所時間は、木幡保育所の7時から19時を除き、全て7時30分から18時までとなっています。

今日まで市外通勤されている保護者などから、18時までの保育時間では負担が大きいという声も多くあるところです。

就労保障を通しての子育て支援の充実の観点から、木幡保育所以外の公立保育所の開所時間

を7時30分から18時30分までに30分間延長することとします。

(3) 子育て支援施策の拡充に向けた体制整備

子育ての環境が大きく変化するなか、全国的にも次世代育成支援対策をはじめ一層の子育て支援施策が推進されようとしており、本市においても地域子育て支援センターを核として、在宅の子育て家庭を中心としたニーズに応える事業の拡充や、在宅家庭に限らず現在の保育制度を補完するものとしても期待の大きいファミリー・サポート・センター事業を充実させることが求められています。また保育所においても、子育てに関する資源とノウハウを地域に還元することが求められており、これら子育て支援の拡充に必要な職員を配置しそれらの課題に取り組むこととします。

これらの取り組みに伴い一定数の職員が必要になりますが、現在の厳しい行財政環境のもとでは新たに職員を採用することなく、「今後の保育所運営について」の基本的な考え方に基づき公立保育所1園の民営化を実施することにより、必要となる人的体制等を確保することとします。

2, 民営化の条件

(1) 民営化する保育所の位置付け

民営化する保育所は、JR宇治駅前市民交流プラザ内に設置するHana花保育園のような延長保育や一時保育を行う、地域における多様な保育サービスを実施する拠点保育所とします。

(2) 民営化の条件

民営化先... 保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、本市において保育所運営の実績のある社会福祉法人とします。

民営化の方法... 保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、土地は無償貸与、建物設備等は無償譲渡とします。

引受法人の選定方法... 関係者等で構成する選考会議を設置しそこでの協議を経て引受法人を決めることとします。

3, 民営化への移行対応

(1) 保護者への対応

民営化へ移行するにあたっては、関係保育所の保護者に新しい保育所の保育方針や保育内容などを説明し理解と協力を得る一方、保護者ニーズも含めた保育所づくりを進めます。

(2) 新保育所職員との引継保育

保育所の担任保育士や職員が全面的に新しく入れ替わることにより、引き続きその保育所へ行く園児や保護者にとって不安感が生じることのないよう、保育実習研修や保護者懇談会などを開催していきます。

また、引継ぎ対応として社会福祉法人の職員と市の職員とが共に保育にあたる引継保育を実施することにより、それらの不安感を解消し新しい体制での保育に円滑に移行できるよう留意することとします。なお、引継ぎ保育の実施にあたっては、関係者の意見を十分踏まえて、適切な期間と体制で実施することとします。

(3) 移行後のフォロー

移行にあたっては円滑に移行できるよう取り組みますが、移行後においても当面は保育上大きな変化をきたすことのないよう保護者の意向も踏まえ社会福祉法人と調整を図ることとします。

(4) 施設改修

延長保育や一時保育など新たな保育を実施するために必要な施設・設備の改修等について社会福祉法人と調整を図ることとします。

4 , 民営化への移行時期

民営化へ移行する時期は平成17年4月とします。